

○ 平省令財務省告示第百二十号
平成三十一年五月八日告示に於ける所定の規定に基づき、
平成三十一年四月十六日告示に於ける所定の規定に基づき、
平成三十一年五月八日告示に於ける所定の規定に基づき、

二 一 条件等を次年五月とおり告示する。財務大臣 麻生太郎
の法発号名稱及び根柢記述する。

三 二 一
用振替等の法律計画に依るたる運営に付属する法律の施行に關する事項及び根柢記述する。
行方法の適

四 三 二 一
発行方法の適

「競争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利
国定特あ争入。」へ格替適下(平成十三年法律第七十五号)に依るたる運営に付属する法律の施行に關する事項及び根柢記述する。

債め別つ入札に依る機用「振替法」の施行に關する事項及び根柢記述する。

市る参て札発による争は受けけるに依る競争を振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

場も加、と行る価に日けるに依る競争を振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

特の者財同一發格付本の振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

別にご務時と行格付本の振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

参よと大にいへ競し銀もとの振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

加るに臣行う。以下入行ととに依る競争を振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

者発応がわく。下入行ととに依る競争を振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

・行募各れ及一札わすし。下入行ととに依る競争を振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

第一限國るび価一れる。下入行ととに依る競争を振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

I 以度債入価格とる。下入行ととに依る競争を振替法の施行に關する事項及び根柢記述する。

非下額市札格競い入の定

六

口

イ

發

非者特国
価・別債
格第参市
競I加場

入価行争非者特国
札格行入価・別債
発競札格第参市
行争額発競I加場

五

口イ

方募

入価法入
札格決
発競定
行争の

でた条特三いにる年億はづるた運八つ定う額
三利第別億て基法度八、き法め當億いにち面
千付一會八はづ律予千額發律のに二て基、金
九国項計千、き第算二面行第公必千はづ財額
百債のに七額發四分百金し三債要九、き政で
五に規関百面行十、四額た条のな百額發法一
十つ定す九金し六、十で利第發財六面行第兆
四いにる十額た条特万一付一行源十金し四七
億て基法五で利第別円兆国項のの五額た条千
円、づ律万二付一會へ三債の特確万で利第四
額き第円千国項計平千に規例保円九付一十
面發四百債のに成九つ定にを、百国項五
金行十九に規関三百いに關國財四債の億
額し六十つ定す十二て基する政十に規円

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額市。らみ
募の場その
額範特のう
を囲別応ち
割内參募応
りに加額募
当お者を価
ていご順格
るてと次の
。各の割高
申応りい

十 十 三 二	口 イ 一	十 十 發	九 八	七
の 経 利 行 争 非 者 特 国	入 価 発	振 額 最	低 行 争 非 者 特 国	入 価 込
払 過 入 価 ・ 別 債	札 格 行 行	替 額	入 価 ・ 別 債	行 争
込 利 札 格 第 参 市	発 競 価	単 面	札 格 第 参 市	入 札
み 子 率 發 競 I 加 場	行 争 格 日	位 金	発 競 I 加 場	争 額 発
定 り 払 募 年	錢 額 格	錢 額	平 す 額 の 振	五 円 三 十 一
す 算 込 入 ○	八 面	五 面	成 る の 記 替	千 三 兆
る 出 金 決 ・	厘 金	厘 金	三 。 整 載 法	九 万 七
期 し 額 定 一	額	以 額	十 数 又 の	百 五 千
日 た に の パ	百	上 百	倍 は 規	七 千 百
に 金 加 通 ト	円	の 円	の 記 定	十 円 二
払 額 え 知 セ	に	そ に	月 金 録 に	二 十
い を 、 を ン	つ	れ つ	十 額 は よ	億 六
込 第 次 受 ト	き	ぞ き	六 に 、 る	九 億
む 二 の け	百	れ 百	日 よ 最 振	千 五
も 十 算 た	円	の 円	る 低 替	一 千
の 号 式 者	四	応 四	も 額 口	万 五
と に に は	十	募 十	の 面 座	二 百
す 規 よ 、	七	価 七	と 金 簿	千 六

二十九十八十六十五十四

払者入払元償償後第
込札場利還還の二期
期參所金金期利期
日加支額限子以初利子

平 財 日額平利てを毎額面金額の総額する。
成 務 本面成子、支年金額の総額の成
三 大 銀金三をそ払四額の総額の成
十 臣 行額十支の期月×期及翌行を、三
年 か 百二 払日と十 $\frac{1}{100}$ す次そが金と平
四 ら 円年う以し五 \times る号の銀額し成
月 通知 に四。前、日 $\frac{2}{2}-1$ つ十日日う算十
十 知 つ月六各及て号支当たに十
六 を き十月支び同に払ただよ五
日 受 百五間払十じおうるしり日 $\frac{365}{1}$
け 円日に期月。いへと、算を
た 属に十。て以き支出支
者 すお五規下は払し払
るい日定、期た期